

公正競争確保の在り方に関する検討会議（第5回） 議事録

- 1 日時：令和3年2月16日（火）12:30～14:30
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員（五十音順）
相田主査代理、石田構成員、大谷構成員、大橋主査、岡田構成員、
高口構成員、関口構成員
 - ・オブザーバー
小室公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
 - ・総務省
谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、
吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、
飯村事業政策課市場評価企画官、大内料金サービス課企画官、
田部井事業政策課課長補佐
 - ・ヒアリング対象者
日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、
楽天モバイル株式会社、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会

【相田主査代理】 それでは、主査代理の相田でございます。定刻となりましたので、ただいまから公正競争確保の在り方に関する検討会議第5回を開催いたします。

本日は、大橋主査が遅れて参加される御予定と伺っておりますので、大橋主査がおいでになるまでの間の進行は私が務めさせていただきます。

まず、第4回会合に関する追加質問事項への御回答について御説明いただくため、KDD I、ソフトバンク、楽天モバイル、日本ケーブルテレビ連盟、NTTの御担当の方に御出席いただいております。

また、前回の御議論を踏まえて追加的に御意見を伺うため、MVNO委員会に御出席いただいておりますので、その点御了解をお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。資料5-1にまとめております、第4回会合に関する追加質問事項について、KDD I、ソフトバンク、楽天モバイル、日本ケーブルテレビ連盟、NTTから書面で御回答いただいておりますので、各社から回答内容の要点の御説明をいただきたいと思っております。

それではまず、KDD I様から御説明をお願いいたします。

【KDD I】 KDD I 渉外統括部の山本です。弊社に対する質問、これは高口構成員か

ら2点いただいております。いわゆる今後の検証に向けて提出可能なデータの種類ですとか範囲、そういった具体的な指標、それから、いわゆる非公開のヒアリングにおける検証においてどういう確認項目が必要なのか、この2点について御質問をいただいております。

弊社側のほうで、本日、取りまとめた資料につきましては、かなり細かい内容を示させていただきます。具体的には、スライドの3以降に大きく3点に分けて御説明をさせていただきます。1点目がドコモと東西の関係、これがスライドの3から11、それから2点目がドコモとNTTコムの関係、これがスライドの12と13、それからその他の問題、大きく3つに分けております。

細かい話になりますので、具体的には申し上げませんが、1点目の、ドコモと東西の関係につきましては、内容としましてはコロケーションスペースの問題、それから光ファイバのエリア拡大の話、あるいはリードタイム、それからより詳細な検証スキームといったものについて弊社側のほうから具体的な検証項目等についてお示しさせていただきます。

それから、2点目のドコモとNTTコムの関係、これはスライドの12、13でございますが、これにつきましては法人向けサービスの実態ですとか、あるいは共同調達ですとかローカル5Gと、こういった問題について細かく検証すべき内容についてお示しをさせていただきます。

ただ、改めて今回申し上げたいのは、やはり日本の通信政策、競争政策の課題、これは通信自由化以来の、一丁目一番地としてのNTTの在り方についての問題につきましては、やはり独占時代、いわゆる公社時代、これは市場がそもそも存在しなかったわけでございますけれども、これを自由化によって市場が機能するようにするための課題はどうであったのか。これは、接続ルールというものと、いわゆるNTTの組織の在り方、構造的措置と、この2つの問題、この両輪でセットで議論されてきたという点でございます。したがって、この接続ルール、例えばこのボトルネック設備の開放ルールですとか禁止行為規制のルール、こういったものだけではいかんともしがたい根っこの問題があるわけで、それで組織の在り方という問題が常に両輪で一貫してセットで議論されていったということでございます。

したがって、今回お示したかなり細かいこと、これは事業法上のいろんな設備開放ルールですとか、そういったものについてのチェック、これだけでは決して足りない。そこを見て、いい、悪いという判断ではない。こういったことを踏まえて、今回、弊社のスライドの1枚目のほうに、改めてお願い事項をお示したものでございます。

ここに5点示しておりますが、最初の1点目、これがまさに組織の統合の問題でございます。ボトルネック視点の組織の統合の問題。それから2つ目、これは、いわゆる事業法での禁止行為規制の観点から見たネットワーク統合の問題、これが2点目でございます。それから3点目がI OWN、いわゆるI OWNに対する接続ルールの適用、透明性や公平性や適正性の確保、これらについてのお話でございます。それから、4点目と5点目につきましては、いわゆる検証の在り方と、あるいは今後のNTTの在り方の議論についてお願いを申し上げている、これがスライドの1でございます。

それから、スライドの2でございます。こちらは、やはり今回の議論の契機となりました問題、つまり、NTTドコモ分離時の公正競争要件というものが、これは審議会の議論としてあったわけですが、今回、やはりNTTさんは、これを一方的に反故にされたということ。これも、しかも法的に問題はないとおっしゃられたというところでございます。やはり、これは、現在の公正競争要件というものが、逆に言うと法的に担保しないと、もはや、将来にわたってこのNTTさんが公正競争要件を遵守するという保証がなくなったということ、これはNTTさん自ら行動でお示しになられたものと理解しています。

したがって、これはおそれとかではなくて、もう既に現に生じた問題であるというふうに理解しております。

したがって、もろもろ検証をするんですが、検証を待つことなく、以下については直ちに措置を講じていただきたいというのが2点ございます。1点目が、NTT東西さんから見た特定関係事業者にNTTドコモを指定していただく。それと併せまして、この特定関係事業者制度の中に、これは分離要件の中にあった、いわゆる公正競争要件という、その中の1つに在籍出向禁止というのもありましたので、これもしっかり追加していただく。こういったことは、検証を待たずに直ちに措置を講じていただきたいところを改めてお願いをするものでございます。弊社から追加の回答と併せてお願いでございます。

以上です。

【相田主査代理】 ありがとうございます。続きまして、ソフトバンク様から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田でございます。それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

1枚おめくりください。

まず、1ページ目でございますけれども、今回のNTTドコモさんの完全子会社化等を受

けまして、私どもといたしましては、公正競争確保のためには追加的な措置が必須と考えております。具体的には、以前当社から御説明したような、こちらの図にございます赤い楕円で記載されているような措置が主に必要かと考えております。

こちらにありますとおり、NTTドコモさんの特定関係事業者の指定、あとはNTT東西さんとNTTドコモさんの間の在籍出向の禁止の明確化、NTTドコモさんを起点とする間接取引への禁止行為規制の適用、それと、あとは今回のテーマでもあります検証の強化というものが必要かと考えております。

今回、検証の充実というのは非常に重要で必要なことと考えますけれども、こちらに示しておりますとおり、公正競争環境確保のためには、こういった既存のルールも含めた様々なルールによって維持されるものでございますので、検証の強化というところで満足し、これにとどまることなく、必要な措置はきちんと講じていただきたいというふうに考えております。

1枚おめくりください。

2ページ目でございますけれども、検証に当たってでございますけれども、既存ルール等の遵守状況の検証につきましては、今回のNTTグループさんの機能再編による関係性変化を踏まえて強化が必須ではないかと考えております。こちらのスライドにありますとおり、以前NTTさんの御説明において、NTT東西さんについては、ドコモさん、コミュニケーションズさんとの関係は変わらず、今後とも各種法令などを遵守していくことから、公正競争条件の確保に支障が生じることはないというふうにおっしゃってございました。しかしながら、私どもとしましては、こちらの青で囲っている記載にありますとおり、今回の動きを受けてNTTグループ各社間の関係性に変化が生じる蓋然性が高いと想定しており、具体的には、こちらにあるとおり、NTTグループ内での最適化・一体化志向により規制効果が弱まり、各種取引がブラックボックス化する懸念があります。したがって、検証については、このような点を踏まえて行っていただきたいと考えております。

1枚おめくりください。

禁止行為規制をはじめとする現行の非対称規制の対象事業者についてでございますけれども、こちらにつきましては、現行対象とされているNTT東西さん、ドコモさんを既存の考え方に照らして維持することが適切と考えております。本スライド右側に示しますとおり、こちらにNTT東西さんとNTTドコモさんの市場支配力について以前御説明したスライドの再掲になりますけれども、NTT東西さんは当然ながら、また、NTTドコモさん

につきましても、依然市場支配力を有しており、加えて、今回の東西さんとの連携強化、グループ一体経営の強まり等から、この東西さん、ドコモさんにつきましては、既存の規制を維持することが適切と考えております。

なお、MNOを全社対象とすべきではないかというようなお考えが示されたものもございますけれども、本スライドの左側に示しておりますとおり、そもそもこの禁止行為規制の趣旨というのが、こちらにありますとおり、市場支配力やボトルネック設備を設置する事業者と同じ企業グループに属すること等を背景としているというような趣旨がございますので、こちらに照らしますと、この対象となる事業者というのは現行の対象事業者を維持するのが適切ではないかというふうに考えております。

1枚おめくりください。

4ページ以降、こちらから最後のほう、14ページまでは、今回の高口先生等の御質問を受けての検証に係る弊社の考えでございます。

こちら、検証が必要な事項と、検証のために必要な情報と、その理由、根拠を記載しておりますので、こちらについては、今回は時間の関係上説明を割愛させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後のページに移っていただきまして、15ページ目でございます。

検証で大事なのは、やはりその検証を踏まえての必要な措置ということでございますので、こちらに示すような事象が生じた場合には、既存ルールに照らして必要な措置を行うほか、ルールの強化であるとか公正競争環境確保のために必要な措置というのを速やかに講じていただきたいと思います。

なお、特段の事象がなかったとしても、例えば3年後等、一定期間経過後には、かなり大がかりな議論をするというのも一案ではないかと考えております。

このような検証等の結果の内容如何によっては、やはりそのボトルネック性に起因する影響を根本的に断ち切るべく、構造的措置というものを講じる必要もあるのではないかと、私どもでは考えております。

弊社からの説明は以上です。ありがとうございました。

【相田主査代理】 ありがとうございました。では、続きまして、楽天モバイル様から御説明をお願いいたします。

【楽天モバイル】 楽天モバイルの鴻池です。よろしくお願いたします。それでは、構成員の皆様からの御質問に対しまして回答のほうを御説明させていただきたいと思っております。

資料5-4の1ページ目のほうをよろしくお願ひいたします。

こちら、NTT東西殿とNTTドコモ殿の一体的運営の懸念について御説明をさせていただきますと考えます。構成員の先生のほうからいただきました質問2、3におきまして、検証強化の事項、及びNTTへの非公開ヒアリングによる検証事項に関しまして、ドコモ完全子会社化以降も同等性確保のための現行ルールどおりの運用を引き続き弊社としてお願ひしたいと思っております。弊社としては、コメントに書かせていただいているとおり、今回、現状の部分については特に問題ございませんので、回答といたしましても、このような記載をさせていただきます形になります。

しかしながら、一方、将来に向けては、ドコモ完全子会社化に際しては、従来から述べさせていただきますとおりに、大きく2つの懸念点があると考えております。

1つ目の懸念点につきましては、資料の左側のほうにございます基幹ネットワーク統合でございます。具体的には、NTTドコモ完全子会社化により、NTT東西殿のボトルネック設備の利用におきまして、NTTドコモ殿が優遇されて、実効上のルールが担保されていないこと、両者のネットワークの運用面において一体化がなされること等、こういったことが今後想定されます。結果、NTT東西殿とNTTドコモ殿のネットワークが一体化されること、こちらを弊社として大きく懸念しております。

2つ目の懸念点になります。資料の右側のほうになります。NTTドコモ殿へのグループ内補助についてでございます。具体的には、NTTドコモ殿へのグループ内の補助により、NTTドコモ殿が不当に競争力を獲得し、移動体通信事業環境のひずみが発生することを懸念しております。そのため、NTTドコモ殿には、各セグメントや移動電気通信役務ごとの決算情報、サービス関連情報、投資関連情報等について上場時と同様に開示いただくことを考えております。

以上が、弊社からの御説明になります。ありがとうございました。

【相田主査代理】 ありがとうございます。では、続きまして、日本ケーブルテレビ連盟様から御説明をお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の副理事長、通信・放送制度委員会の委員長をしております、愛媛CATVの宮内でございます。前回、地域の通信事業者の立場からの意見を説明させていただきました。今回は、御提示いただいた質問点について我々の考えを説明させていただきます。以下、敬称略で失礼いたします。早速説明に入らせていただきます。

スライドの2ページをお願いします。

まず、検証強化の項目及び指標についての御質問に関して御回答します。

現在の市場検証において強化すべきと考える点は次のとおりです。

スライドに記載の1から順に御説明します。まず、現在全国単位となっている法人向けの市場検証について、都道府県や市町村を中心とした生活圏などの地域単位で実施することが必要だと考えます。

次に、市場検証における事業者アンケートですが、市町村単位で事業を行っている地域の主要なCATV事業者をアンケートの対象とすることを要望します。例えば、都道府県ごとに1社以上の競争事業者（CATV事業者など）を対象とすることで、詳細な状況を把握できると考えます。提出可能なデータ、指標としては、法人向けサービスのサービス別契約数、法人市場の売上高、市場状況（入札に参加した件数、落札件数など）、設備やサービス競争の状況（複数の事業者が入札に参加しているか）などが考えられます。

また、検証対象のサービスとしては、現在のWANサービスやIoT向け通信サービスに加えて、ローカル5Gを検証対象に追加することを要望します。

スライドの3ページをお願いします。

1月28日に開催された第4回会議に弊連盟から提出した資料においては、具体的な事例をお示ししました。自治体による調達案件において、サービス提供に不可欠となるダークファイバやコロケーション費用の総額よりもさらに低い金額でNTT西日本が落札し、競争事業者が排除される事例が発生したというものです。市場検証においては、申告があった場合にはこういった個別案件についても評価、検証する仕組みを整備いただくことを要望します。

事務局でまとめられている論点整理案においても記載いただいておりますが、地域の通信事業者の立場で改めて申し上げますと、NTTグループの持つリソースは極めて大きく、主として自治体エリアで事業を行うケーブル事業者とは、まさしく桁違いの差があります。法人市場は、有線無線インフラからアプリケーションまで、案件により様々なリソースが必要となり、特に地方においては多くのリソースを有するNTTグループの市場支配力がより強くなる傾向にあると危惧しております。地域の通信事業者とNTTグループとの競争環境を確保することは、単に地域の事業者に競争参加への道を開くだけでなく、競争を通じたコストの低廉化や適正化、サービスの向上にもつながるものです。地域自治体をはじめ、地域全体に利益をもたらすものであります。

また、今後、デジタル庁を中心に進められる地域のデジタル化も、ケーブルテレビ事業者として大きな貢献ができるものと確信しております。

スライドの4ページから8ページは、参考資料として事務局様にまとめていただいた資料や、私どもから提出した資料を添付しておりますので、次は10ページをお願いします。

次に、非公開ヒアリングによる検証について回答いたします。まず1つ目は、NTT東西がNTTドコモと連携し、競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築することがないよう確認をいただきたいという点です。スライドにありますローカル5Gの使用周波数帯の図を御覧いただくと分かりますが、Sub 6のローカル5Gの帯域4.6から4.9ギガヘルツ帯は、NTTドコモが使用する5G帯域4.5から4.6ギガと隣接しており、技術的にはドコモの5G設備をローカル5Gの帯域にも対応させることが可能です。少し各論に入った点を申し上げますが、このような隣接する周波数帯域での設備利用については同様な事例があります。BWA（広帯域移動無線アクセスシステム）についても、全国BWAと地域BWAの帯域が隣接しており、実際、全国BWAの設備を活用している地域BWAサービスがあると伺っております。

このような事例がありますことから、ローカル5G周波数帯活用における公正な競争環境の確保をお願いするものです。巨大なリソースを持つNTTグループ内での連携により、NTT東西が競争事業者より優位にネットワーク構築することになれば、地域の通信事業者が排除され、地域の技術者の育成が阻害され、自立的な地方の発展にも影響が出てしまうことにつながりかねないと懸念しております。

スライドの11ページをお願いします。

2点目は、先ほど申し上げた個別事案の検証に関連するものです。事業者アンケート等により、競争事業者から申出があった事案について、公正競争上の問題がないか、非公表情報まで含めて検証を行う場としていただければと考えた次第です。

スライドの12ページ以降は参考資料として添付したものです。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【相田主査代理】 ありがとうございました。それでは、最後にNTTから御説明をお願いいたします。

【NTT】 NTTの北村でございます。

まず、1点目、石田先生から御質問がございました、持株とドコモの連携による研究開発の状況、その成果の取扱いですが、これまでも申し上げてきましたとおり、NTTグループ

における研究開発の連携は、NTT持株が基盤的研究開発を担い、事業会社が必要に応じ、持株の基盤的研究開発成果を活用しながら応用研究や実用化開発を推進し、サービス開発等を実施しております。次のページを御覧ください。事例として御説明したいと思います。基盤的研究開発と実用化開発の連携事例でございますが、上段の右側にmy d a i zというドコモの、スマートフォンに話しかけて情報を調べたり、携帯電話の操作をしたりするような利用者支援サービスでございます。このサービスがどう実現されているかですが、まず、左側の持株の研究所は、ここにある音声処理技術という、音声からテキストへの変換を行う技術や、言語処理技術という、情報の抽出・要約・分類などを自動的に行う技術を提供しています。実用化開発のフェーズでは、ドコモが音声認識システムや自然対話システム、スマホ向けの音声処理アプリといったものを自ら開発し、サービスを展開しております。

左側の、持株がやっている基盤的研究開発に関しましては、成果は一般にも公開しております。ホームページ等でも公開し、その成果の活用を希望される方には、適正かつ公平な条件での提供に努めているところでございます。

今回の持株とドコモの連携の中でも、この役割分担は変わらないと考えているところでございます。

続きまして、2つ目の御質問、検証強化の各項目に関し、提出可能なデータの種類・範囲等や検証のベンチマークとして想定される指標があるかという点について説明いたします。当社としては、公正競争確保の観点での検証に必要な情報に関しましては、現状においても、総務省への報告等を行っているところでございまして、そういった報告データ等を用いて、総務省の市場検証会議等において様々な確認・検証が行われていると認識しているところでございます。

今後、今回の検討会議や市場検証会議での議論を踏まえ、検証強化が必要とされた事項は、そのための対応コスト等も勘案した上で、私どもが対応可能な範囲でしっかり情報提供に応じていきたいと考えているところでございます。

また、情報通信市場の競争の状況というものをより精緻に把握・検証していくためには、東西やドコモだけではなく、競争事業者からも必要なデータを情報収集し、比較・検証することも必要になってくると思いますし、あるいは、もっと市場を広く捉えた分析といったものも必要になってくると思っております。通信キャリア以外の様々なプレーヤーからの情報収集や、そういったプレーヤーを含めた市場分析結果等も参照しながら検証していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

4ページ目以降は、それぞれ、今回の論点整理の中で検証強化が必要であるといったことに関しまして、現在我々が提供している主な提供情報等、それに関しまして、今後必要となる検証指標といった、どういう視点で考えていったらいいかをそれぞれまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。

【相田主査代理】 ありがとうございます。それでは、ただいまいただきました各社からの回答についての質疑応答に移りたいと思います。構成員の皆様から御質問、御意見ございましたら、チャット欄でお知らせいただくか、それが難しいようでしたら直接マイクをオンにして御発言いただければと思います。

それでは、まず、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。補足説明をいろいろいただきまして、特に検証に必要な情報などについて細かく示していただきまして、ありがとうございます。

ソフトバンク様に教えていただきたいんですけども、資料の8ページに、ドコモとコムとの関係についての課題ということで、これまでネットワークの一体化についての懸念などをお示しいただいていたところなんですけど、この中で、新たなボトルネック発生の恐れということをお述べていらっしゃいますが、どのような状況が具体的に懸念されるのかを、もう少し具体的に教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【相田主査代理】 それでは、ソフトバンクさん、お願いできますでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。御質問ありがとうございます。今の先生の大谷先生の御質問に対してお答えいたします。

具体的には、ここは、NTT東西さんが有していますボトルネックとなるアクセス部分というのを、競争事業者がそこだけ借りるといったようなことができなくなるのではないかとこのように懸念しております。NTTさんのほうで、I OWN構想等で様々な将来像というのを示している中で、例えばネットワークの競争事業者への提供は卸によることを想定しているであるとか、我々との接続点というのがどういったところに設けられるのか、そういったところが見えず、今のNTTさんの御説明によると、もしかしたらアクセス回線単体では借りられず、例えばその上位で用意されるような、例えばドコモさんであるとかコムさんのネットワークとの接続というのが必ず必要になるであるとか、もしくは、アクセス回線を借りる際に、こちら側で準備する仕様というのが、例えばドコモさんであるとかコムさ

んの何かしら有している仕様と同じようなものを準備しなければいけないとか、そういった形で、今までと異なる部分で、我々が考慮しなければいけないような事象が発生すると、そういったことを懸念してこういった回答をさせていただいております。

以上です。

【相田主査代理】 ありがとうございます。

【大谷構成員】 ありがとうございます。アンバンドルされている今の状況が持続されていけば大丈夫ということによろしいですね。

【ソフトバンク】 はい、基本的にはそのように考えております。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

【相田主査代理】 それでは続きまして、石田構成員、お願いいたします。

【石田構成員】 NTTさんにお伺いしたいんですけれども、連携の御回答ありがとうございました。連携の結果について、NTT独自仕様になってしまうのではないかという懸念がされているんですけども、例えば、これからそういうことについて検証していくという場合には、NTT持株さんというよりは、各事業者さんのほうにいろいろ聞いていくということになるということでしょうか。

【相田主査代理】 NTTさん、お願いできますでしょうか。

【NTT】 NTTの北村でございます。御質問ありがとうございます。

ただいまの御質問は、NTT仕様になってしまうと、他事業者様が使えないような仕様になってしまうのではないかという御指摘に対して、誰に対して、どこをしっかりと見ていけば良いと考えるのか、という御質問だと理解いたしました。まず、私どもが、これから新しいネットワークを作っていくに当たり、I OWN構想でもお話をさせていただいておりますが、やはりNTTだけが使える仕様になるようでは、結局グローバルで使われないものを作ることになってしまいますので、基本的には、いろいろな方々に広く使っていただけるネットワークを作れるよう、仲間作りをしながら、しっかりやっていきたいと思っております。

御指摘の、他事業者様が使えるようにするポイントをどういうところに作っていくかという点は、フェーズによって違ってくると思っております。まず、研究開発段階であれば、研究開発を進める中でそういうことを意識しておくことになり、持株もそういうところをしっかりと見ていくことになります。一方、実際に実用化段階になりネットワークとして提供される段階であれば、具体的に物理的にどういうところで接続ポイントを設ければよいかといった議論になり、そうした点は事業会社に引き継がれることになると思っております。

【石田構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【相田主査代理】 それでは、続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。ケーブルテレビ連盟様のプレゼンについて質問があります。

10ページのところでございますが、高口構成員の質問に対するお答えをいただいたところで、ローカル5Gの使用周波数帯について、隣接した周波数帯の活用について検証が必要であるという御指摘でございますが、その前に、前例として、地域BWAと全国BWAとを合わせた活用事例があるという御指摘がございました。

ケーブルテレビ連盟様としては、このBWAの周波数帯の隣接帯についての地域と全国型の活用についての検証は必要だというふうにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

【日本ケーブルテレビ連盟】 ケーブルテレビ連盟の熊谷でございます。回答させていただきます。

私ども、今回はあくまでローカル5Gの使用のところを申し上げております。地域BWAは一例として、今、全国事業者さんと地域の事業者の連携のパターンということが、そういった借りているということは実例申し上げましたが、今回はあくまで、そういったNTTグループさんの中で隣接している事業者さんが全国事業者、全国バンドを持つ事業者と、かつ、東西さんであればローカル5Gを使う可能性があるということですので、そこの辺りが競争事業者に対してかなり有利に働く可能性が大きいということを懸念して申し上げているものでございます。

以上になります。

【関口構成員】 ありがとうございます。そうしますと、このBWAの周波数帯の全国BWA、地域BWAの双方活用については、特段の問題は生じていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟】 公正競争の観点からは、問題は生じていないというふうに理解しております。

【関口構成員】 ありがとうございます。連盟さんとして、公正競争の観点を除いても、事業上の問題視をしていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟】 事業上という観点でいきますと、やはり地域の事業者として、地域BWAは、問題かどうかというのはありますが、我々業界としては、もっともっと活用してまいりたいと思っておりますので、現状に甘んじることなく進めていきたいという、

そういった意識で進めております。

【関口構成員】 ありがとうございます。私からは以上です。

【相田主査代理】 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ここから先は、大橋主査、お願いいたします。

【大橋主査】 相田先生、ありがとうございます。スムーズに引き継ぎたいと思います。

続きまして、MVNO委員会からヒアリングをさせていただきたいと思います。前回の会合で、二種指定事業者に係る禁止行為規制の在り方について、さらに議論を深めるべきではないかという御議論をいただいております。以前の会合でも、関口構成員から、この論点についてMVNO委員会の意見書への言及があったということもございましたので、本日MVNO委員会から御意見を伺うこととさせていただきました。

本日、お忙しいところ、MVNO委員会から御説明賜れるということで、資料5-7に基づいて10分程度と伺っておりますけれども、御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

【MVNO委員会】 テレコムサービス協会MVNO委員会、佐々木でございます。

それでは、早速、資料5-7に基づきまして、当委員会のプレゼンテーションをさせていただきます。

おめくりいただきまして、1ページ目、ここでは「以前の」と書いておりますけれども、こちら、2018年に我々が政策提言と公表させていただいた当時の市場競争状況ということ御理解をいただければと思っております。この当時、MNOさんのサブブランド、またグループ内のMVNO、こういった事業者と外部のMVNO、こういった独立系のMVNOが市場で競合していたと、こういった状況を背景に、市場における公正な競争環境を確保するために、グループ内外のネットワーク提供条件が同等であるべきとの観点から、2018年に、当委員会より以下の2つを提言させていただきました。

1つ目が、禁止行為規制対象をNTTドコモ以外の二種指定事業者、具体的にはKDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクに拡大をすべきではないか。また、全国BWA事業者、UQコミュニケーションズ、またワイヤレスシティプランニングの2社に対する二種指定の適用を進めるべきではないかという提言でございます。こちらにつきましては、本日の直接のテーマではないかと存じておりますけれども、2020年に既に適用されているというふうに承知をしております。

1 ページおめくりをいただきまして、2 ページ目、こちらのほうが、その当時、2018年10月18日に公表いたしました政策提言から、MNOにおけるグループ内優遇の排除というセクションを抜粋させていただいたものとなっております。今大体御説明をしたこととなっておりますので、詳細については割愛をさせていただければと思います。必要に応じて、こちらのページを御覧ください。

さらに、2020年の9月に政権交代のほうがございます、秋口から、またモバイル市場の競争状況については大きく変化をしてきているという状況と我々は思っております。こちら、下の絵のほうを御覧いただき、1 ページ目と比較をしていただければとは思いますが、別会社であったサブブランド、またグループ内のMVNOの一部をMNO本体に吸収するような動き、こういったものが見られ、また、MNO本体で非常に競争力のある、MVNOにとっても対抗プランを提供していかないと、なかなか市場競争が成り立っていかないような廉価プランを投入するなど、市場競争というのが非常に熾烈になっているというふうにご認識をしております。

このような市場環境の変化を受けて、我々としては、これまでのMNOとサブブランド、グループ内MVNOと外部のMVNOとのイコールフットィング、同等性の確保にとどまらず、MNOとMVNOの同等性の確保というところも、これまで以上に重要になってきているというふうにご認識をしております。

以後、4 ページ目、5 ページ目、6 ページ目につきましては、2021年1月19日、接続料の算定等に関する研究会において当委員会が発表したプレゼン資料の中から3 ページほど抜粋をしてきております。

4 ページ目は、望まれる競争環境ということで、我々MVNOが移動通信市場の競争を活性化させ、消費者の選択肢の多様化や利便性の向上に寄与してきたということ述べた上で、2 ポツ目の最後の部分になりますけれども、設備を保有するMNOと保有しないMVNOが同じ条件で設備を利用できるイコールフットィングの確保が必要不可欠だとさせていただきます。

5 ページ目、今般MNO各社において廉価プランの導入が発表されたことについては、消費者にとっては望ましいとしつつも、MVNOのビジネスに対して深刻な影響を与える可能性が考えられる、MVNOにとっては、この廉価プランに対抗するサービスを提供していくということが競争上不可欠であると。しかしながら、これらの廉価プランには、現行の接続料、卸料金ではMVNOが実現することは困難なプランではないかというふうにごさせて

いただき、接続料や卸料金がイコールフットィングの観点から適正ではないとの強い疑義を生じさせるとさせていただきます。

この状況を踏まえ、我々としては、1月18日になりますけれども、総合通信基盤局長宛に要望書を提出させていただき、その要望書の中で、3点、ちょっとこのページには明確にはその3点が列記されていないのですけれども、データ接続料、音声の卸料金、そして将来的にイコールフットィングを確保するための措置、この3点について速やかな検討というところを要望させていただきました。

おめくりいただきまして、6ページ目、先ほど申し上げた3点のうち、データ接続料と音声卸料金は本日の議論には直接関係いたしませんので省略をさせていただき、3点要望させていただいた3つ目といたしまして、イコールフットィングを将来的に担保するルールの在り方として要望させていただいたところの概要を御説明させていただきます。

繰り返しになりますけれども、設備を有するMNO、保有しないMVNOのイコールフットィングの確保が必要不可欠であるとした上で、将来にわたってイコールフットィングを担保するために必要なルールの在り方について、2点、接続料及び卸料金と利用者料金との関係の検証、いわゆるスタックテストの実施、接続料算定ルールのさらなる精緻化や設備部門と利用部門の会計の分離等、こういったことを、いわゆる二種指定の事業者に対して規律として設けていただきたい、こういったことを速やかに検討していただきたいということを要望させていただきました。

このページにおいては、直近の課題として、MNO自らによる廉価プランの投入ということを背景に、MNOとMVNOの間のイコールフットィングの担保ということについての要望となっておりますので、新政策提言で申し上げたような二種指定のさらなる強化ということについては、直接は言及はしていないということになっております。

おめくりいただきまして、7ページ目、こういった当委員会が1月18日に要望書を提出させていただきました様々な適切な措置、こういったものが講じられることで、MNOとMVNO間の設備利用のイコールフットィングというものは担保され得るものと我々は考えています。

一方で、2018年10月に政策提言で述べさせていただきましたMNOのグループ内子会社とその他のMVNO間のイコールフットィングについては、従来よりも以下の懸念があるということで、設備利用面であったり営業面であったりというところで、どうもイコールフットィングがとれてはいないのではないかというふうにさせていただいて、それが2018年

の政策提言の背景となっております。

これらの懸念、こういったものを解消することなく、ただMNOとMVNO間のイコールフットイング、要望書で提出をさせていただいたようなイコールフットイング、これだけを先行して徹底した場合、結果として、グループ内のMVNOに対して再び事業が切り出され、そのグループ内のMVNOが優遇をされていくという形で、イコールフットイングの抜け穴として使われる可能性、こういったものが十分に考えられると考えています。イコールフットイングを継続的に、また完全な形で担保するためにも、MNOとMVNOの間のイコールフットイングと同時に、MNO各社においてはグループ内MVNO、こういったものに対して優遇をしない、させないといったような禁止行為規制の適用拡大、これは必要不可欠であるというふうに考えています。

8ページ目、二種の禁止行為規制については、グループ内、特定関係法人の優遇の禁止のほか、情報の目的外利用の禁止という規制もかけられている形になっておりますけれども、MNOの廉価プランやサブブランドの値下げ等、現在その市場においてMNOとMVNOの間での直接的な競争、これが非常に熾烈になってきているというような背景、また、今後5G時代に向けて様々なイノベーションが期待をされていくというような背景を鑑みますと、接続の業務に関してMNOがMVNOより取得をし、知り得る情報、こういったものが持つ意味というのは、これまで以上に大きくなることが考えられます。これらの情報に関する目的外利用の禁止、これはNTTドコモのみならず、KDDI、ソフトバンクの二種指定事業者においても、公平競争を確保する上で、これまで以上に重要になるというふうに考えています。

9ページ目、まとめとなります。

引き続き、二種指定の制度の理由であるところのMNOのMVNOに対する交渉の優位性、これは2018年当時、またその以前から現在に至るも全く変わっておらず、交渉力に劣後するMVNOが健全に市場競争を行っていくために、二種指定の事業者に対する適切な規律は、現時点においても必要不可欠であると考えています。MNO自らがMVNOのプランと接近する料金水準のプランを提供する、こういった競争の非常に熾烈化が今まさに起きている中、MNOとMVNOの間で設備利用面におけるイコールフットイングの確保、これが今喫緊の課題になっていると我々は認識をしています。

ここまでの1年間ぐらいの流れを見ますと、グループ会社から親会社のMNOへの事業の移管など、二種指定事業者を巡る市場動向は非常に流動しているというふうに考えてい

ます。しかしながら、二種指定事業者とグループ会社、この間の優遇に係る規律、こういったものももし仮になれば、グループ内の子会社を通じたMNOの活動、こういったものを優遇していくということで、外部のMVNOとの間で競争を有利にしていく、こういったような活動に対して歯止めがかからず、今後検討が進められていく様々なイコールフットィングを担保する措置、これの抜け穴としてグループ会社のMVNOが使われる可能性、こういったことは十分に考えられると思っております。

MNOとMVNOのプランの近接、5G時代のイノベーションの保護、こういった観点から、接続情報の目的外利用の禁止、これまで以上に大きな意味を持つと考えております。

以上、4点の理由から、二種指定事業者のうち、MVNOに比して大きな交渉力を持つ事業者として、現行NTTドコモのみが指摘を受けているわけですが、それに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し、2018年10月に述べた緊急提言にのっとり、事業法に基づく禁止行為規制、これを適用すべきであるというふうに考えています。

当委員会からの説明は以上となります。以下のページにつきましては、参考ということで、ぜひとも御覧ください。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまMVNO委員会の御発表に関する質疑応答に移りたいと思います。MVNO委員会の発表にあった内容について、構成員の皆様方から御質問あればお願いしたいと思います。

ところで、禁止行為規制自体についての論点は、論点整理でも取り上げる予定ですので、その議論については、そこでの御議論も可能ですので、頭に置いていただければと思います。

それでは、チャット欄なりでお伝えいただければ指名をさせていただきますが、いかがでしょうか。

それでは、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。MVNO委員会の方からの丁寧な御説明をありがとうございました。端的に教えていただきたいんですけども、現在、二種指定というもので不足している点というのは、端的に言えばどの辺りだというふうに考えていらっしゃるのかを御説明いただければと思います。

質問は以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、MVNO委員会の佐々木様、お願いできますでしょうか。

【MVNO委員会】 MVNO委員会の佐々木です。今、大谷先生からいただいた御質問、二種指定制度に対して不足している点ということですが、二種指定の制度の根幹、先ほど申し上げたとおりMVNOとMNOの間の交渉力に極めて大きな差があると。そのままですと、MVNOが非常にMNOに対して交渉上劣後をしていくということになるかと思っております。

ただ、その場合であっても、MVNOとMNOが、本来、ビジネス上様々な関係性を持つ単なる競争相手ということではなくて、様々な補完関係を持つということであれば、そういった補完関係を軸にMNOとMVNOの間に健全な競争と協業というものが生じていく、これはこれで一つのあり得べき移動体通信市場の在り方ではないかと考えています。

しかし、MNO各社がグループ内のMVNO、これを優遇することが、もし仮に許されてしまうと、こういった健全な補完関係というものがMNO側から全く理解できない、不要なものになってしまうということで、この場合においては、非常に厳しい規律で、MNOに対してイコールフットィングの担保というものを要望していかなければならないと。これが二種指定制度の問題の根源だというふうに考えていまして、このようなグループ会社の優遇というものについては、NTTドコモのみならず、二種の中での非常に競争力、交渉力といったものが高いKDDI、ソフトバンク、こういったグループ会社に対しても、グループ会社の優遇を禁じることで、二種の事業者とMVNOの間の適切な補完関係というものが生まれてくると、規制というものを弱めていくこともできる。そういった意味で、グループ会社に対する優遇の規制、こういったものについては、非常に二種の制度のまさに肝となるようなところなのかなというふうに我々としては考えているところになります。

以上です。

【大橋主査】 大谷構成員、よろしいですか。

【大谷構成員】 御回答ありがとうございました。二種指定に伴う、法律で言えば34条のところにも、不当な差別的な取扱いについて、もちろん是正を求められるという条項もありますけれども、スピード感について課題だというふうに受け止めてらっしゃるように、今のお話だと感じましたので、御回答ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。ほかの構成員の方で、もし御質問などございましたらいただければと思いますが、どうでしょうか。関口先生、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。佐々木様の御説明、非常に明快で分かりやすかったですけれども、7枚目について少し補足的に質問させていただいて御回答賜ればと存じ

ます。

この禁止行為規制の適用拡大が不可欠だということについてはよく理解できるんですけども、この場合、禁止行為規制をMNO自身にかけるということで済むのか、グループ内MVNOも取り込んだ上で、メインブランド、サブブランド、グループ内MVMO、この3つ全体を視野に入れた適用拡大すべきなのかということについての再確認をさせていただければと思います。多分答えは後者のような気がしますけど、よろしく願いいたします。

【大橋主査】 それでは佐々木様、いかがでしょうか。

【MVNO委員会】 MVNO委員会、佐々木です。今の関口先生の御質問にお答えいたします。当然、制度の趣旨としては、関口先生のおっしゃるとおり、MNO、グループ内MVNO、こういったものが一体的に動いていくと、こういうことが本来規律すべき事柄であるということですので、グループ内MVNO、これについてもきちんと事前の規制というものが必要であるというふうに考えています。ただ、MNOとグループ内MVNOについては、グループの中においてはMNOが圧倒的に大きい事業者、グループ内MVNOは比較する場合によっては並び立つような大きな事業者というよりは、どちらかという小さい事業者という形になるかと思っていますので、規制の在り方については、適切な濃淡というものはあつてしかるべきかなというふうにも考えます。

以上です。

【関口構成員】 どうもありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。ほかにもしあればと思いますけれども、事務局、ないですか。

【田部井事業政策課課長補佐】 今のところ、チャットではいただいていると思います。

【大橋主査】 分かりました。禁止行為については、また論点でも出てきますので、そちらでも議論していただければと思います。もしないようでしたら、先へ進みたいと思います。

それでは、本日、関連事業者の皆様はこちらで御退出ということで、お忙しい中お時間いただきまして、本当にありがとうございました。

事務局のほうで御退出確認されたら、次へ進みたいと思います。

(ヒアリング事業者退室)

【大橋主査】 それでは、次の議題へ進みます。

第4回会議以降における議論を踏まえまして、事務局において論点整理の案を修正していただいておりますので、まず、事務局から論点整理の修正案について御説明をいただきます。

その後、各論点について御議論をいただきたいというふうに考えております。それでは、事務局より御説明のほうをお願いいたします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。右肩資料5－8と書いてございます論点整理（修正案）に基づき御説明をいたします。

この資料につきましては、前回お出しした論点整理案からの修正点を赤字としております。今回、時間の制約がございますので、前回からの修正点について、要点を御説明させていただければと思います。

2ページ目でございます。

資料の構成につきましては、今までⅠ、Ⅱ、Ⅲと3つのパートに分かれておりましたけれども、4番目のパートといたしまして、各論点に対する対応の進め方というまとめのパートを追加してございます。

ページ飛びまして、6ページ目でございます。前回の御議論を踏まえまして、ローカル5Gに係る懸念について、課題として明示するようにいたしております。

続きまして、8ページ目でございます。「NTT独自仕様」というように、御指摘を踏まえて用語を修正するなど、追記をしております。

それから、11ページ目でございます。論点の3番目でございますけれども、検証の課題について、具体例を記載するなどしております。なお、検証強化につきましては、これ以降の箇所も同様でございますけれども、最後、4番目のパートにまとめて記載をしております。

12ページ目を御覧ください。対応の方向性の2ポツ目でございます。接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し提起されているような懸念を踏まえ、①(b)ですとか②(b)に記載の理由と併せて、新たにNTTドコモを特定関係事業者に指定する必要があるのではないかと記載をしております。

続けて、13ページ目でございます。検証において具体的に強化すべき点として、具体的に必要なデータ等々を記載するようにいたしております。

14ページ目でございます。こちらも同様ですけれども、検証の課題につきましては、情報の目的外利用の検証における不十分な点をより具体化して記載しております。

続けて、15ページ目でございます。対応の方向性の2ポツ目でございます。NTTドコモに対し、NTT東西が情報を流用するリスク等を踏まえ、先ほどの①(a)ですとか、後記②(b)に記載の理由と併せて、新たにNTTドコモを特定関係事業者に指定する必要があるのではないかとした上で、NTT東西とNTTドコモ間の社員の在籍出向については、公正競

争条件がございますことと、市場検証会議で検証されていることから、その禁止の根拠を法律に定めることまでは要さないのではないかという記載を加えております。

それから、検証については、NTTからヒアリングするための非公開会合を市場検証会議に設けること、その際、必要に応じて、NDAの締結を行うことも考えられるのではないかという記載を具体的にしております。

16ページ目でございます。法人市場についての実態把握が十分にできていないという課題について、より具体的な記載をしております。

17ページ目も法人市場についてですけれども、検証については、法人向けサービスの概要把握について、まず、データの提出可能性から始め、可能な範囲で実態を把握するという流れを記載しております。

それから、順番が前後して恐縮ですけれども、対応の方向性の2ポツ目につきましては、NTTコムの特定期間事業者への指定について、「共同営業の懸念が引き続き存在することから」と理由を追記しております。

ページ飛びまして、19ページ目ですけれども、こちらにつきましては、赤字となっておりますが、前回、対応の方向性に記載のあった内容を、場所を移動して記載しているものでございます。

20ページ目を御覧いただければと思います。対応の方向性につきまして、NTTコムのネットワークをNTTドコモへ一体化する場合、NTTドコモがNTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、その場合、役員兼任は公正な調達制度の信頼性の観点から不適切であるということ、それから、先ほど述べた①(a)ですとか①(b)に書いてある理由と併せまして、新たにNTTドコモをNTT東西の特定期間事業者として指定する必要があるのではないかとしております。加えて、これまでNTTコムとNTT東西の間の公正競争条件とされてきたものについて、新たにNTTドコモとNTT東西の間の公正競争条件とする必要があるのではないかということも記載してございます。対応の方向性の4ポツの検証についての記載ですけれども、NTTドコモとNTT東西の間でのネットワーク調達に係る取引の状況の検証について、より具体的な記載を加えております。

次のページ、21ページ目でございます。論点の2ポツ目の検証の課題につきまして、各グループ会社間におけるグループ内取引の実態等について、定量的な検証ができていないのではないかという内容に修正をしております。

22ページ目も同様でございます。

続きまして、23ページ目でございます。冒頭、課題のところでも申し上げたように、「NTT仕様」とこれまで記載していた内容につきまして、「他事業者が不当に排除されるようなNTT独自仕様」と詳細な書き方をしております。

24ページ目につきましても、同様の修正が何点かございます。対応の方向性の4ポツ目でございますけれども、NTT持株においては研究開発に係る責務がある一方、前回の御議論を踏まえまして、研究開発を担うべき主体はNTTだけでなく、他のMNOなどもその主体となり得るといふこと、それから、市場検証会議等において研究開発競争に係る状況を継続的に確認していく必要があるのではないかといった記載を追加いたしております。

ページ飛びまして、26ページ目でございます。先ほど、MVNO委員会からのヒアリングがございましたが、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題について、対応の方向性について赤枠で囲ってございますけれども、こちら、後ほど重点的に御議論いただければと考えております。

続けて、27ページ目でございます。論点の2ポツ目でございます。提起されているような懸念について、従来から発生し得たものであるということを追記いたしております。

ページ飛びまして、29ページ目でございます。透明性の低下に係る課題について、対応の方向性ですけれども、対応の方向性の1ポツ目、赤字の「また」以下の文章を加えております。市場検証会議にデータを出すのみではなく、必要なものは公開するべきではないかという内容を加えております。

続けて、30ページ目以降ですけれども、将来的な課題についてでございます。将来的に想定されるネットワークの変化について、前回の議論等を踏まえまして、用語の修正ですとか記載をより具体化するなど、修正をいたしております。

そして32ページも同様ですけれども、赤枠で囲っております。後ほど重点的に御議論いただければと思っております。

32ページ目でございます。将来的課題等を記載してございますが、こちらについても用語の修正のほか、例えば2ポツ目ですと、API開放ルールの必要性ですとか、3ポツ目、ネットワーク構築事業者と同時にサービスインが可能となるようにする必要があること、それから7ポツ目では、ネットワークを巡る環境変化に応じて、現行規律等について検討していくなどの必要があるのではないかといったことを追記するなどしております。

それから、33ページ目以降でございます。パートIVとして、各論点に対する対応の進め方を記載してございます。

34ページ目以降ですけれども、(1) としまして、NTT東西の特定関係事業者への指定等について、こちらに記載の3つのパラグラフは、これまで記載してきた内容をまとめたものになります。②(b)ですとか①(b)、①(a)に書いてあるとおり、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定する必要があるのではないかと。それから2ポツ目ですけれども、③の(d)で書いてあるとおり、間接取引によって禁止行為規制を潜脱するという懸念が生じていないかどうか、継続的に注視する必要があるのではないかと。それから3ポツ目として、②(a)に書いたとおり、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTコムを指定を引き続き維持する必要があるのではないかと記載してございます。

35ページ目ですけれども、(2) としまして、NTT東西及びNTTドコモに対する既存ルール等の維持といたしまして、1ポツ目、各論パートに書いてあるとおりですけれども、既存ルールについて引き続き適正に運用していくとともに、検証において問題が認められれば、それを踏まえ、ルールの見直しについて検討する必要があるのではないかと。それから2ポツ目ですけれども、公正競争条件のうち、出資比率の低下以外の条件については、引き続き、NTTにおいて遵守される必要があり、改めてそれぞれの公正競争条件について整理をした上で、NTTグループにおいて遵守されるよう、総務省においてその遵守状況を検証するなどの必要があるのではないかとした上で、3ポツ目といたしまして、毎年の検証で公正競争上の問題が発見され、ルールの見直しでは対応できない場合には、NTTグループの在り方も含め、必要な方策等を検討する必要があるのではないかとといった記載をしております。

36ページ目、37ページ目につきましては、これまで各論パートで書いておりました検証の強化について、こちらでまとめて記載しているものでございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。今いただいた資料の5-8の中で、事務局として重点的に議論してもらいたいというところが赤枠で囲われていまして、それが3か所あります。まず、この3か所について、それぞれ区切って御議論していただいて、最後残された時間で、ほかの論点などお気づきの点をいただければという形で進められればなと思っています。

まず最初の論点として、この修正案のⅢの③の(c)市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題ということで、26ページ目に相当するところであります。ここにつ

いて、まず区切って御意見をいただければというふうに思っていますが、どなたさまからでも、この点についていかがでしょうか。

全体に大部な資料なので、ちょっとお時間要するかもしれませんが、お気軽にお声がけいただきなりチャット欄に記していただくなりいただければと思います。大谷先生、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。ちょっと音声の状況がよくないかもしれないのですが、今の26ページのところについて、ちょっとコメントさせていただければと思います。

スタックテストというのは、MVNO委員会のほうからも御指摘があったところですので、ぜひどこかでやる必要があるのではないかなと思いますけれども、ただ、この公正競争確保検討会議の中で進めるというのはなかなか厳しいことだとも思っておりまして、やはりちょっと場所を変えて、もう少しドコモに限らず、ほかの二種指定事業者も含めて、現状どのようになっているのかというファクトをまず確認していくことが必要ではないかなと思っております。

禁止行為規制そのものについては、ちょっと抽象的なルールでして、またその検証というのかなり難しかったりするわけですので、禁止行為規制の対象とするというのが唯一の解でもないだろうなというふうに考えているところです。

現状の二種指定の規制というものを、内実を高めていく、あるいは緻密に見ていくということを通じて、むしろ実現できることなのではないかなということもありまして、禁止行為規制以外の対応ということも含めて検討するのであれば、今後の宿題として、ぜひ議論をするということには賛同したいと思っております。

質問でも意見でもない、何か中途半端なもので恐縮です。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。ぜひ意見をいただければというところもありましたので、大変参考になります。ありがとうございます。

それでは、岡田先生、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。今の26ページの対応の方向性についてというところなんですけれども、基本的に今の大谷構成員のコメントとも重なるんですが、二種指定事業者としてドコモのみを見て公正競争の状況の評価を行うことは非常に難しいのではないかなというのが一般論としてあるかと思えます。ですので、やはり幅広く二種指定の対象事業者を包含した形で情報提供を含め、データ提供を含め検証していくという姿勢が求められ

ていくのであろうと思います。

先ほどのMVNO協会さんの御議論も大変その点でも参考になる御報告だったと思います。

私からのコメントは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。関口先生、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。

26ページの冒頭のところで、構成員からの意見ということで私の意見を文字にしていただいておりますが、ここにありますように、2019年度の精算接続料においても、NTTドコモが最高値になってしまったということで、やっぱりヘビーユーザーはどンドンドコモから抜けてしまって、形式的な加入者数では未だトップだと言いながら、事実上はデータの世界では最下位に落ちてしまったという実態をやはりしっかりと見るべきだというふうに思っておりますし、ahamoという廉価プランをドコモさんがお出しになったわけですが、他の2社もあつという間に追いついてしまいました。むしろ後出しじゃんけんで、後のほうがよかったねと苦笑いされるようなケースもあつたりするぐらいですから、MNO3社の中での位置関係というのは、かつてのような断トツトップのNTTドコモに対して規制をかけなければいけないというような必然性は相対的に落ちてきているのではないかというふうに考えられるわけです。

本日、MVNO委員会からも、改めて資料のプレゼンをいただきまして、むしろ相対的な弱者としてのMVNOが、グループ内MVNOを含めたMNOの廉価プランやサブブランドへの対抗商品を出せないことこそが問題なのだと感じました。ここは、少なくとも、帯域保障サービスをMVNOが追加的に提供しようとする、帯域追加資金を確保しなければいけないという圧倒的な競争劣位に置かれている環境を何とかしてさしあげるべきであると思います。そうしないと、単純再販事業者としてのMVNOは、市場から撤退せざるを得ないと懸念されるぐらい厳しい状況に置かれていると考えます。従って、従来想定されていたような禁止行為規制によるMNO間での競争のバランスを取ることよりも、現況下での喫緊の課題としては、MVNOとMNOとの関係をイコールフットイングに保つことの重要性の方が相対的に高いのではないかというふうに思っているんです。

その意味でいうと、禁止行為規制そのものの見直し、あるいは拡大解釈になるかもしれません。電気通信事業法そのものについての見直しが必要になってくるということでもありますので、先ほど大谷構成員からの発言もございましたように、別の会をまた設けていただ

くようなことが必要なような気も私もいたします。

私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。当初、禁止行為規制ができた時とは随分状況が変わったんじゃないかというふうな御指摘であったと思います。ありがとうございます。

石田先生、お願いします。

【石田構成員】 今、関口先生からお話がありましたこととっております。やはり関連会社に対する禁止行為の問題というよりは、本体の中のサブブランドの問題というようなものが大きいのかなと思いますので、やはり別途の会議でということになるのかなと思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ただ、この委員会でもそういうふうな意見をしっかり書いて世に出すということは重要なことというふうに思っていますので、大変御意見参考になります。ありがとうございます。

もしほかにもございましたらぜひいただければと思いますが、どうでしょうか。

また、この論点、思い出したら戻っていただいても結構ですので、次の論点も併せてちょっと議論をさせていただければと思います。

続く論点として、修正案の中のⅢの④将来的なネットワークの統合等に伴う課題ということで、これは資料の30ページと32ページになります。これも文字が大部で、あと事務局のほうで追記していただいたので真っ赤になっているんですけど、これについて、ぜひネットワークの仮想化も含めた論点ですけれども、いただければと思いますが、ここの辺り、いかがでしょうか。ありがとうございます。相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 32ページも範囲内だということでもって、先ほどの御説明でもネットワーク機能というような言葉で統一していただいたということはありがとうございました。

それで、32ページのところでは、ネットワークを構築した事業所と同時にサービスインが可能となるようにする必要があるというようなことで、かなり競争事業者から見るといい文言を書いていたと思うんですけども、23ページ、24ページに赤枠外ですけど、ここのところでは、「他事業者が不当に排除されるようなNTT独自仕様」という言葉が使われていて、ちょっとこれだと意味として強過ぎるというんでしょうか、競争事業者からすると、不当に排除されるというのはもちろん困るんですけども、他事業者が非常に不利になる、明らかに不利になるというようなところもちゃんと排除してほしいということからい

うと、今申しましたように、「他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕様」というくらいの言葉にさせていただいたほうがいいのかなということで、前の議論で言いますと、完全に排除されるというわけではないけれども、その技術を採用しようとすると、どうしても時間がかかってしまうとかお金が非常にかかるというようなことはやはりよくないということで、それが不当に排除のうちに入るのかどうかという、その定義の議論だとは思いますが、この言葉をもう少し緩めていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。関口先生、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。度々顔を出しますが、よろしく申し上げます。

【大橋主査】 とんでもないです、ありがとうございます。

【関口構成員】 先ほど相田構成員から御指摘のあった、NTT独自仕様が他事業者に不利にならないようにする配慮が必要だと、ここは私もそのとおりだというふうに思っておりますが、NTTさんの研究開発力が、基礎研究については開放義務があるということも議論がありましたが、5G、6Gという次世代を想定したときに、他事業者の力はどこまで独自に研究開発能力があるのかということについても少し思いを巡らせてみる必要はあるのかもしれないという気がいたしております。

というのも、楽天の社員が逮捕された際の盗んだ先はNTTではなかったわけでありまして、MNO3社の研究開発能力というのは相当高くなってきているというふうな中で、なおかつ基礎研究についてはNTTに開放義務を求めており、先ほど北村執行役員からも御説明ありましたように、応用研究に関しては各社に帰属をするというような整理がついているという状況の中で、そのような開放義務を相変わらず課しているということについて、これはこれとして一定の日本に対する社会貢献の意味でNTTさんにやっていただければいいとは思いますが、次の時代のネットワーク構築に関して言うと、技術力は他社とも相当追いついてきているということの認識は一定程度必要なんではないかと。NTTのノウハウがなければ何も手も足も出ないという状況ではなくなっているというふうに私は感じました。

そういう中で、今回も事業者プレゼンの中でいうと、NTT東西とドコモとが技術連携をして設備を一体構築することはけしからんというようなプレゼンが多かったわけですが、しかし、次世代のスライシング等は、そのような、独自仕様のもので排除するという

思想よりは、他社設備を上手にパーツとして活用しながら新たなサービスを自在に構築していこうという発想ですので、少し指摘のベクトルがちょっとずれているような気がするというコメントを何回か前にもさしあげたわけですが、ここでもやはり、この30ページ、32ページの赤枠を見ている、ネットワーク機能が、今後どのような形で最終商品として反映されていくのかといったときに、むしろ設備は皆さんが共用できるような形で開放を進めていくべきではないかと考えます。新たな開放義務をみんなで考えていくという時代なので、あんまりNTT東西とNTTドコモだけに注目をした規制を主張される各社のプレゼンにはちょっと賛同しがたいというふうに思っています。

ついでに申し上げますと、楽天が今回光サービスをただにしました。東西さんがいらっしゃればぜひコメントをお願いしたいと思ったんですけども、NTT東西にとってみると、最終商品としての光サービスがおまけにされてしまうということについて、随分前から懸念はされていらっしゃいましたが、いよいよ現実のものになってしまったというふうに思います。もちろん5G、6G以降、携帯事業者の鉄塔の下には必ずオフロードとして光ファイバがなければいけないという意味での開放義務は課す必要があるとは考えるものの、フレットの転用としての光の商品というのは、やっぱりおまけに成り下がってしまったと、失礼な言い方ですけども、おまけになってしまうような商品の価格になってきたということも、1つ時代の変わり目を象徴する事態だなというふうに感じた次第であります。

その意味でも、光をオフロード対策として開放するというようなことと同様に、次の時代のネットワーク構成についても開放の方向でぜひ議論を進めていただければというふうに考えます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。今後、通信中心にしてイノベーション、どんどんしていこうという中において、どういうふうなネットワークのあり得べき姿なのかというのは当然頭に置いて議論しなきゃいけないという御指摘だと思います。ありがとうございます。

次に、岡田先生、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。今のコメントとも重なるんですが、例えば具体的に32ページのスライドの、例えば4ポツとか5ポツでも指摘されていますが、ネットワーク機能に着目した市場支配力についても、その規律の在り方について検討する必要があると指摘されています。また5ポツでも、ネットワーク機能のみを提供する主体において、ネ

ネットワーク機能に起因する市場支配力が生じる可能性がある」と指摘されている。これはとても大事な指摘ではないかと思います。現行の規制がどうしても設備を所有していることに伴う規制に重点が置かれていて、今現に進行しつつある機能に優位を持つ事業者の登場が十分に想定されていないのではないかと思います。そういうところで市場支配力の在りかについて、ちょっと見誤っている可能性がないかといった懸念を持ちます。

そういう意味で、この点はぜひ今後のネットワークのあり様にも関わってくることであり、それに対する規制のあり様にも関わっていくところですので、さらに深めて議論を進めていきたいと思っておりますし、今後、例えば市場検証会議等の場で、どのようにこのような競争を定義し捉えていくべきか、大変難しい課題ではありますが、ぜひ取り組んでいただきたいと希望します。

とりわけ前のほうのページにも指摘ありましたが、研究開発競争における公正競争をどう捉えていくのかを考えていくときに、NTT持株やNTTドコモの研究開発力のみに着目しては、競争の実態を見きわめることができないので、他のMNOの事業者等も含めた研究開発競争の実態把握について、データ提供を含めて強く求めていくということも同時にしていただきたいと思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。一部市場検証にも関わる御指摘いただいたのかなというふうに思っています。ありがとうございます。

後ほどまた併せて御議論する時間も設けたいと思っておりますので、次の3つ目、最後の論点に移らせていただければと思います。

その論点はパートIVでありまして、各論点に対する対応の進め方の中で、(3) 市場検証会議における検証の強化についてというところがございます。ページ数でいうと36ページ目と37ページ目のところであります。ここの箇所についても、ぜひ御議論いただければと思います。一部、ここの前の資料でも触れたところをまとめたところもこの赤枠にはあるわけですが、その点について御議論いただければと思います。ぜひ、御意見のほうをチャット欄なりでいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。岡田先生、お願いします。

【岡田構成員】 すいません。先ほどの私のコメントはちょうどここで指摘されていた内容と同じでした。すいません、先走ったみたいで、内容がつながっているようで失礼しました。この36ページでいきますと、3ポツに私が言ったことと同じことが書いてあったものから、大変失礼しました。

ただ、この点は非常に重要なポイントだと思いますし、あともう一つ付け加えて言いますと、内部相互補助ということが言われていますけども、研究開発のコストをどう定義していくかということとも密接に絡むことで、この点をどのように検証していくかというのはテクニカルに非常に難しいと感じているところです。お金の調達に係るコストをどう定義するかというのは非常に難しい話ですので、これを市場検証会議の場に乘せるというのは非常に大きなチャレンジではないかなというふうに感じました。

それから、先ほどのコメントともかぶりますけれども、他社の協力、情報提供、データ提供の協力が絶対不可欠だということを、再度、強調させていただきたいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。難しい点があるというのは、岡田先生おっしゃるとおりだなと思って、ちょっと私がもう少しおもんぱかって補足すると、多分これ、研究開発のアウトカムというのは企業だけに帰属するのかなという論点もおそらくあるのかなと思っていて、先ほどの関口先生と合わせると、基本的にオープンなシステムを構築するという意味でいうと、ある社の研究開発というのは産業全体にも裨益するところというのはおそらくあるというふうな視点も当然あるのかなという感じもいたしまして、そういう中での岡田先生のコメントなのかなと受け止めました。ありがとうございます。

石田先生、お願いいたします。

【石田構成員】 すみません。質問になってしまうんですけども、今日NTTさんから、研究開発のことについて、持株と、NTTドコモさんの共同研究のところで、実際に検証する場合はどこからデータとか資料とかを提供されるのですかという質問をしたときに、個別に研究開発のときは持株かNTTからになるか、実際に運用になってくると事業者さんからというお話があったんですが、この市場検証会議の場に、そういう個別のデータとかを提供してくださいというようなことは、できるのでしょうか。それともまず、その手前に総務省さんのほうで、確認をしてというようなことになっていくのでしょうか。

【大橋主査】 これは37ページ目の5ポツを見ていただくと、非公開の情報も含めてヒアリングするような、非公開会合みたいなものも設けられるんじゃないかというふうな文言が入っているんですけど、ここでお答えになっている感じですか、今、石田構成員のお話は。

【石田構成員】 そうしますと、市場検証会議において非公開ということで、データなども出していただいて検証することが可能ではないかということですね。

【大橋主査】 ええ。

【石田構成員】 ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。もし、さらにいい方法があれば、ぜひ石田先生からもいただいて、いいレポートにできればなというふうな思いでいます。ありがとうございます。

次、お待たせしました、関口先生、お願いできますでしょうか。

【関口構成員】 関口でございます。この37ページの5番に関連するお話になろうかと思うんですけれども、現行の制度下においては、NTTグループ、特に東西、それからドコモに関して言うと、禁止行為規制の対象にもなっておりますので、比較的データの提供についてはお出しただけのことが、もちろん様々な制約をかけた上でということではあっても、データを総務省が要請する、あるいは市場検証会議等が検証する、必要だといって要請することに対しては、真摯にお出しただけが多かったわけですけれども、ほかのMNOに関しては、うちは非規制だからという形でお出しただけないということが、接続料の算定等に関する研究会等で頻繁に起きておりました。ここは、届出制をベースとする二種規制の限界をはっきりと認識をした次第でありまして、特にネットワーク調達のところが接続料に密接に関係してくるにも関わらず、他事業者はほとんどデータを出していただけないと。営業上の秘密だからお出しできませんという一言でおしまいだということで、ネットワークをどのように共用、利用し合っているかという実態が一切見えなくて、事業者が自ら数値として、こういう水準で接続料が算定できましたという結果だけをお出しになっていらっしゃるということで、プロセスが全部ブラックボックスに入ってきてしまっているという、現状の分析の限界を露呈してしまっております。

このことは、やはり様々な事前規制の手法で、ネットワーク構築している二種の事業者さん、携帯事業者さんたちに等しくデータをお出しいただくという環境を実現していかないといけないと思うんです。その意味でいうと、37ページの6番目の、ドコモと東西のネットワーク調達だけではなくて、例えば全国BWAと、それからMNOの関係、ここの鉄塔共用等の実態をつかむ必要があると思うし、ケーブルテレビ連盟さんのお出しいただいた10枚目について、全国BWAと地域BWAについての共用に関しても少しくどく質問さしあげました。ケーブルテレビ連盟さんの御回答は、規制に関して限定すると弊害はないんだけど、事業上は努力目標があるというようなことでした。実はここの活用実態についても分析が全く進められない状況にあるわけです。ネットワークを共用していることがどのように接続料に反映するかというような分析は、いろいろな研究会で横断的にノウハウをやり

合えばいいわけで、ネットワーク調達の面でもMNO全体に規制をかけていかないと、実態が全く分からないという状況はぜひ改善していただきたいというふうに思っています。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。貴重なコメントだと思います。

次に、大谷先生、お願いできますか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。今の関口構成員の御意見に全面的に賛同でして、重複してしまうのでその部分は賛同の意思表示のみとさせていただきます、今事務局で御用意いただいている資料では、基本的にNTTグループだけを対象としておりますけれども、NTTグループについて見極めるためにはほかの事業者の情報も必要だという点で、競争事業者から出てきているレポートはほかの事業者のデータは要らないなんていうふうに断言しているものもあるんですけども、やはりいただかなければいけないので、根拠となるルールを明確にしていくということがやはり必要だと思っております。

それから、これは岡田構成員からも御意見があったところなんです、内部相互補助を見極めるためのデータをどういうふうにとるのかというのは本当に難しいところだと思っております、セグメント別収支というのは、かろうじてNTTドコモについては取れると思えますし、そのトレンドというのを時系列で定点観測していくというやり方は1つだと思えますけれども、おそらくそれだけではきっと見えてこない部分があるだろうなと思っております、ソフトバンク様から御提案があったところでは、グループ内取引全体の数値をとるといことも述べられているんですが、それもどのくらいの精度があったら見極められるのかといったところが、ちょっと想像できないというところもあって、何をセグメントにするのかといったことについても共通の物差しを用意していく必要があるのではないかなと思っております。何らかのデータ確保、検証データの確保のルールを作るに当たっては、データを扱う上での共通の物差しというのをも併せて検討していくことが必要だという意見にとどまらせていただきます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。実際進めていく上での大変重要な御指摘だと思います。ありがとうございます。

それでは、高口先生もお願いします。

【高口構成員】 ありがとうございます。今回議題に関しましては、私からの追加質問ということで、どのようなデータが出せるかということで、たくさん競争事業者の皆様を中心

にアイデアを出していただいたと思っています。かなり膨大な情報が出ておりますので、これらについては詳細に見ていく必要があるかと思っていますけれども、ここまで構成員の皆様からの御指摘と重なりますが、私も36スライドの4ポツ目のところにありますデータによる客観的検証というのは賛同いたします。これまでの市場検証会議で、どうしても定性的にしか検証できなかった部分というのがありまして、今回、競争事業者様からは、納期の問題とかリードタイムとかコロケーションとか具体的な項目が出ていますので、こういったところはデータとして検証できるのかなというふうに期待しています。

一方で、これまでこの点も指摘はありましたが、どのデータを使えば検証ができるのかということ自体がかなり難しい問題だと思っています。したがって、決め打ちで、例えば今この会議の場でこのデータということがなかなか決めることは難しいと思っていますので、データに基づいて検証するという方向性は定めつつも、こういったデータが有効か、また、それが今後変更する可能性が、そういう可能性もあるということも含めて、市場検証会議あるいはその他の場で検討すべき事項かなと思っています。また、直前の御指摘でもありましたけれども、やはり検証に当たっては、競争事業者側のデータと比較することが有効な可能性というのも十分ありますので、NTTさんから出していただくデータとしては何が望ましいのかというのと同時に、比較として、競争事業者からどういうデータが出るとより検証に有効なのかといった、そういうデータの精査ということ自体もこれから進めていく必要があるのかなというふうに感じております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。データ取得の観点から重要な御指摘いただきました。

岡田先生、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。研究開発のことについて先ほどコメントしたのですが、ちょっと補足なんですけど、今後の研究開発の動向を考える場合、共同研究開発であるとか、あるいは異業種との連携であるとか、こういった事象が非常に重要になってくると思います。それがどこまで把握できるかという難しい課題も多分5G、Beyond 5Gでは問題になってくるだろうと思います。

そういう点も、難しいからといって検討しないというのでは問題ですので、やはりでき得る限り情報収集を行う、あるいは関連する事業者へのヒアリングを行うという形で、あるいは競合する事業者からも同様の情報をできる限り収集するとか、またそのような調査をど

こかに委託するとか、いろんな形でできるところも多いのではないかと思います。

また、研究開発競争で問題になってくる標準必須特許の問題が今非常に剣呑な状況にあるわけで、このようなことについても、やはり情報収集が必要ではないかと感じました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。研究開発については、今後も非常に重要な論点なので、しっかり見ていかなきゃいかんということだと思います。ありがとうございます。

もしこの論点も含めて、資料全体通じて、もう一回論点を振り返っていただいても構わないので、御意見などあったら、ぜひこの機会にいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。もちろん赤枠以外のところでも全然構わないので、資料全体についていただければと思います。それでは、大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 何度もありがとうございます。大谷です。赤枠以外のところなんですけれども、35ページに整理していただいているところで、既存ルールの維持というところ、ここはとても大事だと思っていて、既存ルールが実はちゃんと機能しているということも今回確認がとれたところですので、ただ、やはり課題になっていますのは、この2ポツのところを書いていただいているように、公正競争条件というのは、今回東西を巡る、あるいはドコモの市場支配力の低下という現象があったということで、法律上の条件ではないということで、法律違反ではないからとTOBが先行して行われたということから、競争事業者の疑心暗鬼を生んでしまったという側面があると思います。

振り返ってみれば、この出資比率の低下という条件は課す必要が、ある時期からなくなっていたのではないかという判断に至って、出資比率の低下の条件はいらないですねという整理にはなっておりますけれども、公正競争条件として挙げたもののうち、この実態と乖離してしまっている、時代遅れになっている条件というものがたくさん残ってしまうと、このように実態のほうが先行する形で、規制の見直しなどについては、それを後から追従するような形で対応せざるを得なくなってしまうということがやはり問題だと思っております。それぞれの競争を評価した結果、検証の結果というのを踏まえて、生きている公正競争条件というのはどんなものが必要なのかといったことを常に更新していく仕組みというのを整えていく必要があると思っております。どういう会議体がそこにふさわしいのかというのは、ちょっと事務局のアイデアもいただきながらということだと思いますが、今回の会合というのはアドホックなものですけれども、持続的な検証母体でこういった公正競争条件の最新化というのを常に取り組んでいただければと思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。大変重要な御指摘で、競争はやっぱり生きているし、事業環境も時々刻々と変わっている中で、規制制度が、そうした生きている競争を絞め殺すようなことがあってはいけないということの御指摘だったと思います。その辺りはしっかり、アジャイルという言葉がいいのか分かりませんが、しっかりその規制制度をアップデートしていくような仕組みも、我々のほうでインストールしていかなきゃいかんという御指摘と受け止めました。ありがとうございます。

ほかは、全体を通じてございましたらいかがでしょうか。事務局、よろしいですか。

【田部井事業政策課課長補佐】 はい。チャットではいただけていないと承知しています。

【大橋主査】 ありがとうございます。

本日は、本当に様々御意見いただきました。やはり、公正競争を確保するその在り方に関する検討会ですけれども、皆様からいただいた中で、制度規制というのをやっぱり考える上でも、その実態を知る必要がある。実態を知るためには、ある程度のデータを行政としても握っていないと、やっぱり闇雲に制度を作るわけにはいかないので、過去をあまり引きずっちゃうと、それこそ事業者のイノベーションの足かせにもなりかねないということにもなりますので、ぜひそこはしっかりデータに基づいて制度規制を考えていこうという御指摘も、市場検証を中心にしてあったのかなというふうに思いました。

これから、本日の皆様方の多くの御議論を踏まえて、取りまとめに向けて報告書の案を事務局にまとめていただくということをお願いしたいと思います。その際に、必要に応じて改めて各構成員の先生方に御意見いただければなというふうに思っています。お忙しい中、お時間ちょうだいすることになるとは思いますけれども、その節はどうぞよろしく願いいたします。

もし以上でよろしければ、事務局のほうで、今後のこと、もしあればお願いいたします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日いただきました御議論などを踏まえまして、大橋主査をはじめ構成員の各先生方とも御相談の上、報告書案の作成に向けた作業を進めていきたいと思っております。次回会合の日程につきましては、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、お時間もよろしいようですので、本日はこれにて閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございました。

また、冒頭、相田先生、ありがとうございました。

【相田主査代理】 いえいえ。

【大橋主査】 以上です。